

東葛ユニオン通信

第70号 2020年1月号

発行:千葉東葛ユニオン

発行責任者: 金子 政信

〒277-0831 柏市根戸406-4

TEL/FAX 04-7132-8710

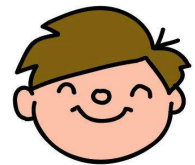
労働相談は 04-7132-8710 実績10年

メール: tokatu-center@tokatunokai-union.com

H P: <http://www.tokatunokai-union.com>

一人でも入れる みなさんの労働組合
千葉東葛ユニオンへ入ろう!

昨年一年間、
みなさんとともに頑張りました。



紛争解決 11件 解決金 949万円

昨年一年間、みなさんとともに頑張りました。団体交渉を経ての紛争解決は11件14人、解決金は949万円です。

多くの企業に共通するのは残業代不払い。時間外、休日及び深夜の割増賃支払いを定めた労基法第37条違反で、この違反の罰則は「6ヶ月未満の懲役または30万円以下の罰金」です。

今年4月から、賃金不払いに関する時効が2年(分)から3年(分)となる法改正がおこなわれる予定です。サービス残業は当たり前の風潮をのりこえていく取り組みが求められています。

12月は、大手外食チェーン傘下のM老人ホームの労基法違反是正の取り組みで和解(左表11)となりましたが、全面的な労基法違反の状態が改善されてはいません。(裏面参照)

陽光会の民事責任を迫及する裁判がはじまりました。同時に障害者を追い出す不当な解雇に反対し、不当解雇撤回の団体交渉を継続しています。



	業種	主な内容	解決金
1	製造業	退職強要、残業代不払い	200万円
2	運送業	長時間労働、残業代不払い	175万円
3	運送業	業務委託という名の偽装請負	10万円
4	建設資材製造	一方的賃下げ、残業代不払い	49万円
5	建設解体業	業務委託一人親方扱いの偽装請負	165万円
6	介護施設	退職強要、残業代不払いなど 残業代不払い	75万円
7	障害者支援事業	一方的な契約更新	36万円
8	介護施設	パワハラ、残業代不払い	25万円
9	建設解体業	残業代不払い	180万円
10	建設資材製造	事業所閉鎖による解雇	10万円
11	介護施設	残業代、変形労働制によるただ働き分の調整、	24万円
合計			949万円

訃報 ユニオン書記長上野充弘さんが1月3日逝去されました。1月29日にお別れ会がおこなわれます。

介護職場で知っておきたい労基法

スマホで検索:介護労働者の改善ポイント

(表面から) M老人ホームの労基法違反はまだ是正されてはいません。

1 1月の団体交渉で、法定休日(労基法35条…毎週少なくとも1日、または4週間に4日以上与えなければならないとされている休日、暦日が原則)が取れない違法状態の改善について、●「公休のうち週一回は暦日(0時から24時)による法定休日の確保を」の要求に、「暦日の法定休日となるよう改善をします」と回答しました、

1 1月の夜勤従事のみなさんは、その多くが午前7時の夜勤明けの日が公休日とされ、暦日24時間の法定休日は1ヶ月で1回か2回程度でした。その後12月を見ても法定休日が4回あるのはまれな状態が続いています。

陽光会との12/27団体交渉報告

こんなふるまい許されますか？ 出席のF理事、テーブルたたいて威嚇

12月27日開催の団体交渉では、障害者となったFさんの解雇(休職期間切れ)撤回と職場復帰要求を、またも陽光会は全面拒否しました。

出席した陽光会F理事の「(医師の診断が)職務上であることの証明」を求める理不尽さに、「職務上とは労災保険でいう職務上のことか」と質したところ、「そうだ」とF理事。組合が「労災保険でいう職務上かどうかの証明を(当事者や組合が)出来るはずがない」とのやり取りの最中に、F理事はいきなりテーブルたたいて大声で威嚇する始末。

団体交渉でお互いにエキサイトすることはまああること、テーブルたたくのは組合側の抗議はあっても、使用者側からとは初めてでびっくり！



M老人ホームの公休日は、31日の月は9回、30日・28日の月は8回です。その結果、1ヶ月単位の変形労働時間制の月労働時間「30日の月は171.4時間」を超える労働時間になっています。

30日の月は約4時間半はただ働きとなり、その是正(勤務調整日を設けるか残業扱いにするか)が求められています。

東葛介護ユニオンに入ろう

労働相談・組合加入大歓迎！

相談は無料・・・

組合費は毎月1000円(共済含む)

安心して働ける介護職場にしていきたい！

よりよい介護をしたい！

そんな仲間が集まった東葛介護ユニオンです。



昨年中途退職の方の確定申告相談を受付

昨年中に中途退職して、年末調整をうけられなかった人は、所得税の確定申告をすれば、過払い分があれば還付されます。

組合員の相談を受け付けます。2月末日までに 電話で申し込みください。